

○岡山県警察組織犯罪対策要綱の制定について(通達)

(平成 24 年 2 月 21 日岡組一第 83 号／岡組二第 50 号／岡刑企第 77 号／岡務第 163 号／岡生企第 182 号／岡交企第 99 号／岡公第 35 号警察本部長例規)

(概要)

組織犯罪をめぐる情勢は、暴力団が市民生活の大きな脅威となっているほか、犯罪のグローバル化の進展、あらゆる犯罪の分野における犯罪インフラの構築、根強い薬物需要と薬物供給の安定・拡大等が見られるなど、依然として厳しいものがあり、県警察が一体となってこうした情勢に的確に対処し、効果的な組織犯罪対策を推進するための要綱を定めたもの。

通達の主な内容は、

- 1 目的
 - 2 組織犯罪対策の基本姿勢
 - 3 組織犯罪対策を推進するための基盤整備
 - 4 戦略的な組織犯罪対策の推進
 - 5 組織犯罪対策の重点
- 等である。